

令和4年度外国人介護職員コミュニケーション支援事業 実施要領

補助事業の目的	外国人介護人材が日本人職員と緊密なコミュニケーションを確立し、早期のスキルアップ及び職場への定着を図ることを目的として、受入施設での介護業務に必要な多言語翻訳機の導入を支援する
補助事業の対象者	外国人介護人材(介護技能実習生、特定技能(介護)、EPA)を受け入れる、介護保険サービスを提供している兵庫県内の介護施設、事業所 ※在留資格「介護」、留学生は対象外
補助事業の対象経費	<p>介護業務に使用できる多言語翻訳機の導入のために必要な経費 ただし、下記に留意すること</p> <p>① 双方向音声翻訳機であること ② 介護業務に必要な介護用語が導入されている機種とすること (該当機種が採用している検索エンジンが介護用語をカバーしている場合も含む) ※POCKETALK(ポケットーク)以外の機器を購入する場合は、介護用語の翻訳が可能であることが分かる書類を添付すること ③ 受け入れている外国人介護人材の母国語に対応していること ④ SIMカードについては多言語翻訳機本体専用のものに限り、1台につき1枚のみ可 (ただし、同時購入に限る) ⑤ 複数台購入する場合は、同機種であること ⑥ 本体購入費(税抜)のみ対象 ※消費税は対象外 ⑦ 以下は対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多言語翻訳機専用アクセサリ等付属品 ・電子辞書 ・スマートフォンやタブレット本体、翻訳用アプリ ・モバイルWifiルーターのみの機能を持つもの ・月額使用料 ・クレジットカード等のポイント払い ・クレジットカード等のポイント付与分相当の金額 ・本体保証費
補助台数	1施設・事業所あたり5台まで。ただし、申請時点における対象施設・事業所の外国人介護人材(介護技能実習生・特定技能(介護)・EPAに限る)の数を上限とする ※当該年度の予定従事者を含むが、年度内に従事しなかった場合は対象外
購入対象期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日の間に納品・支払った機器 ※購入機器名、購入数量、購入金額、購入日、購入者名(法人名)の分かる領収書が必要
補助額	<p>補助基準額(1台あたり30,000円)と実際に支出する予定額のうち、少ない方の額に補助率2/3を乗じて得た額(1,000円未満切り捨て) ※実績報告時、実際に支出した金額が増えても、交付決定金額が上限となる</p> <p>例①: 1台29,800円(税抜)の機器を1台購入した場合、補助額は 29,800円×2/3=19,866円、1,000円未満切り捨てのため19,000円 例②: 1台4万円(税抜)の機器を1台購入した場合、補助額は30,000円×1台×2/3=20,000円 例③: 1台4万円(税抜)の機器を5台購入した場合、補助額は150,000円×2/3=100,000円 (1台30,000円×5台=150,000円が上限額)</p>
申請書類	<p>① 基本情報一覧表、交付申請書、別記、事業計画書(様式1-1、1-2)、誓約書、債権者登録書 ② 見積書等(商品名、単価が分かるもの) ③ 多言語翻訳機に介護用語が導入されていることが分かる書類(仕様書、パンフレット等) ※POCKETALK(ポケットーク)の場合は不要</p>
補助事業の流れ	<p>① 申請書類に基づき、県において補助対象事業者を採択 ※予算がなくなり次第終了 (様式は県HPIに掲載) (補助台数については全体の申請数や予算を勘案して決定するため、希望に添えない場合あり) ② 県から補助金交付決定通知書を送付 ③ 事業者が事業計画書に記載の多言語翻訳機を購入 (領収書は必ず保管すること。領収書の宛名は法人名のものが必要。) ④ 実績報告書類を期日までに提出 (様式は県HPIに掲載) ⑤ 県から補助金確定通知書を送付、補助金額を支払い(令和5年5月頃予定)</p>
申請回数	一度採択された事業者が、当該年度中に再度申請することはできないものとする